

◎ 退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください

1. 特別徴収継続（納税者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。）

2. 一括徴収（給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について、次の欄に記入してください。）

3. 普通徴収（一括徴収をしない場合（該当する項目に○をつけてください。））

※ 柳 井 市 記 入 欄

※ A4サイズでコピーして使用していただくか、柳井市のホームページ(<https://www.city-yanai.jp/>)よりダウンロードしてご利用ください。